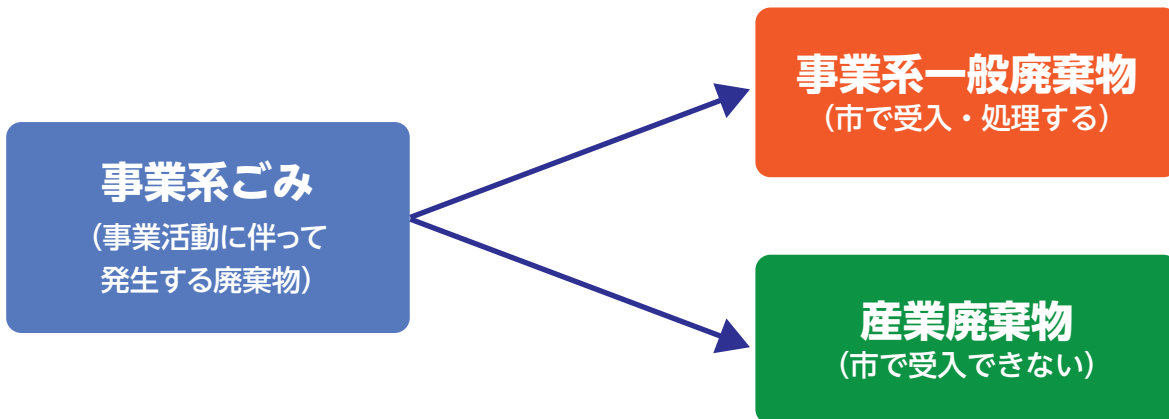


事業者の方へ



ごみの処理における事業者の責務

「廃棄物処理法」で、ごみの処理における事業者の責務について、次のとおり定められています。

1. 自らの責任において適正に処理すること
2. 廃棄物の減量（発生抑制、再使用、再生利用）に努めること
3. ごみの減量、適正処理について、国や市の施策に協力すること

事業系一般廃棄物の適正処理

事業系一般廃棄物は、次のいずれかの方法で処理してください。

1. 市の受け入れ基準に従い、事業者自ら処理施設へ搬入する
2. 市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する

※ただし、一度の排出量が指定袋（45 L）5袋までの場合、市の定期収集に出すことができます。

〈産業廃棄物：事業活動で出た廃棄物のうち、法律で定める20品目〉

あらゆる事業活動に伴うもの	(1)燃え殻、(2)汚泥、(3)廃油、(4)廃酸、(5)廃アルカリ、(6)廃プラスチック類、(7)ゴムくず、(8)金属くず、(9)ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず、(10)鋳さい、(11)がれき類、(12)ばいじん	
特定の事業活動に伴うもの	(13)紙くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	(14)木くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、バーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	(15)繊維くず	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	(16)動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物
	(17)動物系固形不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
	(18)動物ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	(19)動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
(20)以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）		